

天候異常時・交通機関途絶時の対応について

I. 暴風警報・特別警報発令時の措置について

大阪府（大阪市・北大阪・東部大阪・泉州・南河内）、
または兵庫県南部（北播丹波・播磨北西部・播磨南西部・播磨南東部・阪神・淡路島）のいずれかに
暴風警報または特別警報が発令された時の措置。

1 暴風警報または特別警報が

- (1) 午前7時までに解除された場合、平常授業とします。
- (2) 午前7時を過ぎても解除されなかった場合、自宅学習とします。

なお、特別警報につきましては、上記のとおり対応していただくとともに、その趣旨に従って生命の安全の確保を最優先してください。

2 その他の警報について

- (1) 暴風警報・特別警報以外の警報につきましては、地域の状況により保護者が登校困難と判断した場合、その旨学校に連絡をお願いいたします。
- (2) 警戒情報（土砂災害警戒情報等）につきましては、自治体からの避難勧告の状況をふまえて判断し、すみやかに連絡いたします。
- (3) また、登校後に暴風警報、特別警報、避難勧告等が発令された場合は校内で待機し、下校の安全が確認でき次第すみやかに下校の措置をとります。
- (4) なお、警報の種類にかかわらず、生徒の安全確保の必要があると判断した場合、自宅学習の措置をとります。

II. 交通機関途絶時の措置

1 阪急電鉄（宝塚線、箕面線）が自然災害等により途絶（運休）した場合

- (1) 午前7時までに解除（運転再開）された場合、平常授業とします。
- (2) 午前7時を過ぎても解除（運転再開）されなかった場合、自宅学習とします。

2 阪急電鉄の他の路線や他の交通機関が途絶した場合は、状況に応じて判断します。なお、登校に支障がある場合はその旨保護者から学校へご連絡ください。